

## 日本産酒類の輸出促進連絡会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 1 日〕  
内閣府特命担当大臣決裁

- 1 クールジャパン推進の一環として、國酒を始めとした日本産酒類の総合的な輸出環境整備について、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）等を踏まえ、関係府省等の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、日本産酒類の輸出促進連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 クールジャパン戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣広報官

内閣府知的財産戦略推進事務局長

内閣府沖縄振興局長

総務省地域力創造審議官

外務省経済局長

国税庁長官官房審議官

文化庁長官官房審議官

農林水産省食料産業局長

経済産業省商務情報政策局長

観光庁次長

オブザーバー 独立行政法人 国際交流基金

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

独立行政法人 国際観光振興機構（JNTO）

日本酒輸出協議会

- 3 会議の庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。